(2) 不適正処理の防止

不法投棄等の不適正処理の事案に対応するため、予め対応方針を整備するなど、継続性、一貫性のある監視指導体制の確立を目指すとともに、不法投棄等の事案が発見された場合には、市町や県警と連携し、迅速に対応します。

具体策としては、民間委託による24時間パトロールの実施、不法投棄重点監視地域等への監視カメラ設置、隣県との廃棄物運搬車両の路上検査（写真1）の共同実施、県警ヘリコプターによるスカイパトロールの実施等があげられます。



写真1 廃棄物運搬車両の路上検査

この記事に関する問合わせ先
福井県安全環境部循環社会推進課
TEL 0776-20-0317 FAX 0776-20-0679 e-mail junkan@pref.fukui.lg.jp

Report 02

環境省

産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成20年度実績）について

平成23年5月24日

環境省では、産業廃棄物行政を推進するための基礎資料を得るため、産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許可等に関する状況、広域的処理認定業者による産業廃棄物の回収状況等並びに産業廃棄物の最終処分場の残存容量等を把握するための調査を実施している。今般、平成20年度実績の公表を行った。その概要は、次のとおり。

1.産業廃棄物処理施設の設置状況（平成21年4月1日現在）

●中間処理施設数　19,345（対前年 99減）
●最終処分場数　2,199（対前年 54減）

2.産業廃棄物処理業の許可の状況（平成21年4月1日現在）

●産業廃棄物処理業 284,959件（対前年 14,795増）
●特別管理産業廃棄物処理業
30,946件（対前年 1,217増）

3.行政処分等の状況（平成20年度実績）

（1）立入検査等
●報告徴収の件数 15,786件（対前年 1,920増）
●立入検査の件数198,326件（対前年 2,182増）

（2）行政処分
●産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数
861件（対前年 90増）
●特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数
70件（対前年 7減）
●産業廃棄物処理施設の設置許可取消し等の件数
85件（対前年 20増）
●改善命令の件数　40件（対前年 14減）
●措置命令の件数　16件（対前年 39減）

4.広域的処理認定業者による産業廃棄物の回収等に関する状況（平成21年度実績）

●広域的処理認定業者による産業廃棄物の回収量
473,905t（対前年 5,680減）
●再生利用認定業者による産業廃棄物の再生利用量
94,727t（対前年 19,559減）
●広域再生利用指定業者による産業廃棄物の回収量
264,368t（対前年 50,748減）

5.産業廃棄物の最終処分場の残存容量等について（平成21年4月1日現在）

●最終処分場の残存容量
17,639万m^3（対前年 424万m^3増）
●最終処分場の残余年数10.6年（対前年 2.1年増）

環境省ホームページ／報道発表資料 URL http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13811

Report 03

環境省

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況(平成22年)について

平成23年5月31日

環境省及び経済産業省は、毎年「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下「バーゼル法」という。)の施行状況について集計を行っている。今般、平成22年1月から12月までの状況について公表を行った。その概要は、次のとおり。

1. 要旨

平成22年1月から12月までの間に、バーゼル法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された特定有害廃棄物等の量は、81,344トン(平成21年は84,878トン)であり、我が国に輸入された特定有害廃棄物等の量は、4,292トン(平成21年は4,075トン)でした。

2. 平成22年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

(1) 輸出の状況について(輸出手続の段階別)

[1] 輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行ったものは58件で、その輸出予定量は、199,668トン(平成21年は、75件、277,517トン)でした。

[2] 相手国からの輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行ったものは57件で、その総量は241,673トン(平成21年は、71件、278,517トン)でした。また、平成21年に通告を行った案件について、輸出先国から輸入不同意の回答を得たものが2件ありました。

[3] 輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは、579件で、その総量は、81,344トン(平成21年は619件、84,878トン)でした。

(2) 特定有害廃棄物等の輸出のうち、移動書類の交付に至った案件の品目は、鉛スクラップ(鉛蓄電池)、鉛・亜鉛・亜鉛銅灰、錫鉛・鉛のくず、金属含有スラッジ等で、輸出の相手国は、韓国、ベルギー、アメリカ合衆国及びシンガポールであり、いずれも金属回収を目的とするものでした。

3. 平成22年における特定有害廃棄物等の輸入の状況

(1) 輸入の状況について(輸入手続の段階別)

[1] 相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領したものは56件で、その輸入予定量は37,749トン(平成21年は、49件、24,720トン)でした。

[2] 輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行ったものは46件で、その総量は、30,754トン(平成21年は、40件、19,428トン)でした。

[3] 輸入の承認を得たもののうち、実際に輸入が開始され、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは149件で、その総量は、4,292トン(平成21年は97件、4,075トン)でした。

(2) 特定有害廃棄物等の輸入のうち、移動書類の交付に至った案件の品目は、電子部品スクラップ・プリント基板くず、金属(鉛、銅、亜鉛他)・貴金属くず、金属(銅、銀他)・金属水酸化物スラッジ、電池スクラップ(ニカド電池他)、廃蛍光灯・廃ランプ等で、輸入の相手国・地域は、タイ、香港、フィリピン、シンガポール、台湾等であり、金属回収など再生利用を目的とするものでした。

環境省ホームページ／報道発表資料 URL http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13839

Report 04

環境省

自動車用ゴムタイヤが産業廃棄物となったものの取扱いについて

環境省は、平成15年の廃棄物処理法の改正に伴う「自動車用ゴムタイヤが産業廃棄物となったものの取扱いについて」の経過措置が、平成23年4月に廃止されたことに鑑み、Q&Aをホームページに掲載した。その概要は次のとおり。

自動車用ゴムタイヤが産業廃棄物となったもの（以下「廃ゴムタイヤ」という。）については、広域再生利用指定制度による指定に基づき処理が行われてまいりました。

広域再生利用指定制度は、広域的に処理することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物を環境大臣が指定し、これを適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者について、収集運搬及び処分業の許可を不要とする制度でしたが、本制度を発展させた広域認定制度が創設されたことから、平成15年の廃棄物処理法の改正において廃止されました。

経過措置により、当分の間、広域再生利用指定制度に基づく処理が認められてきたところですが、今般、当該経過措置の廃止に伴い、平成23年4月1日以降は、通常の産業廃棄物と同じ取扱いになります。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者においては、廃棄物処理法に則り、適正に処理されるようお願いいたします。

Q&A

Q1：広域再生利用指定制度により指定を受けていたタイヤ販売店では、平成23年4月1日以降、廃ゴムタイヤを引き取れなくなりますか？

A1：産業廃棄物収集運搬業の許可を有しないタイヤ販売店は、廃ゴムタイヤを引き取ることはできません。
ただし、タイヤ交換というタイヤ販売店の事業活動に伴って排出された廃ゴムタイヤや、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為の場合については、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しないタイヤ販売店でも引き取ることができます。この場合において、タイヤ販売店が排出事業者（廃ゴムタイヤを排出しようとする者）になりますので、下記Q2をご参照ください。

〈参考〉
産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて（平成12年09月29日衛産79号）

Q2：平成23年4月1日以降、排出事業者（廃ゴムタイヤを排出しようとする者）が廃ゴムタイヤの処理を委託するにはどうしたらよいですか？

A2：排出事業者は、運搬については産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者に、処分については産業廃棄物処分業の許可を有する者にそれぞれ委託しなければなりません。また、排出事業者には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する義務があります。

Q3：自動車用ゴムタイヤが一般廃棄物となったものの取り扱いに関して、制度の変更はありますか？

A3：自動車用ゴムタイヤが一般廃棄物となったものの取り扱いに関しては、制度の変更はありません。

環境省ホームページ／廃棄物・リサイクル対策部　URL http://www.env.go.jp/recycle/waste/w-tire/index.html